

調査計画

1 調査の名称 (□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)

労働争議統計調査

2 調査の目的

労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 □その他)
都道府県労政主管課

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

都道府県労政主管課 47

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 報告区分

イ 事業所の名称及び企業の常用労働者数

ウ 事業所の主要生産品名又は事業の内容 (産業大・中分類)

エ 争議の性格、ストを発令した最上部組合名

オ 労働組合の名称及び労働組合員数

カ 争議発生年月日

キ 争議解決年月日

ク 統一行動年月日

ケ 企業の全常用労働者数規模 (企業規模)

コ 団体区分

サ 要求事項、要求内容

シ 争議の総参加人員及び行為参加人員

ス 争議行為の形態別日数、行為参加人員及び労働損失日数、当月の争議行為の状況

セ 解決方法及び第三者関与の状況（第三者解決）、解決内容

ソ 労働組合への適用法規

タ 争議発生事情及び経過又は解決事情

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・事業所の名称、ストを発令した最上部組合名、労働組合の名称は、争議の性格の確認など審査に用いるため、集計は行わない。
- ・統一行動年月日、要求内容、当月の争議行為の状況は、主要要求事項や争議行為の確認など審査に用いるため、集計は行わない。
- ・解決内容は、労使交渉や要求事項への回答の状況により解決方法の確認など審査時に用いるため、集計は行わない。
- ・労働組合への適用法規は、企業規模、団体区分等の確認に用いるため、集計は行わない。
- ・争議発生事情及び経過又は解決事情は、発生から解決までの経過を把握することにより各調査項目の確認など審査に用いるため、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省 — 都道府県労政主管課

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

- ・配布：厚生労働省から都道府県労政主管課あてに郵送又は電子メールにて配布する。
- ・回収：都道府県労政主管課から厚生労働省あてに郵送又は電子メールで提出する。
- ・電子メールの送信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。
- ・中央労働委員会に提出された争議行為の発生届（労働関係調整法第9条）に係る争議及び以下の申請のうち、中央労働委員会に係属する事件については、厚生労働省職員が調査票に記入する。
あっせん（労働関係調整法第12条第1項）、調停（同法第18条）、仲裁（同法第30条）

7 報告を求めるとき

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、原則、翌月 20 日までとする。

なお、調査結果は年単位で集計するものの、報告者負担の平準化の観点から、毎月報告を求め
るものとする。

8 集計事項

別添を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査結果の概況及び結果原表を、調査実施翌年の 8 月までに公表する。調査結果の概要及び結果原
表は e-Stat に掲載し、結果原表の一部を掲載した報告書 (印刷物) については、調査実施翌年の 11 月
までに刊行する。

10 使用する統計基準

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1 年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省統計管理官 (雇用・賃金福祉統計室長併任)

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省参事官 (企画調整担当)

別添

集 計 事 項

- 第1表 産業、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）〔年計・春闘〕
- 第2表 主要団体、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）〔年計・春闘〕
- 第3表 産業、労働損失日数階級別半日以上の同盟罷業及び作業所閉鎖の件数、行為参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第4表 企業規模、行為参加人員1人当たり労働損失日数階級別半日以上の同盟罷業及び作業所閉鎖行為参加人員（民営）〔年計〕
- 第5表 産業、主要要求事項別労働争議件数、総参加人員及び行為参加人員（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第6表 主要団体・特掲主要要求事項、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第7表 企業規模、主要要求事項、労働争議の種類別企業数（うち製造業）（民営）〔年計〕
- 第8表 産業、解決方法別労働争議解決件数（計、民営、国公営）〔年計・春闘〕
- 第9表 産業、解決方法別労働争議解決企業数（民営）〔年計〕
- 第10表 産業、継続期間別労働争議解決件数（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第11表 労働争議の種類・継続期間、主要要求事項別労働争議解決件数（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第12表 都道府県、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数（単独争議のみ）（計、民営、国公営）〔年計・春闘〕
- 第13表 都道府県、解決方法別労働争議解決件数（単独争議のみ）（計、民営、国公営）〔年計〕
- 第14表 産業・企業規模、争議行為を伴う争議の行為形態別企業数、行為参加人員及び労働損失日数（民営）〔年計・春闘〕
- 第15表 月、労働争議の種類別件数、参加人員及び労働損失日数〔年計・月別〕